

第二種金融商品取引業者に対する 検査の現状について

平成27年2月5日

関東財務局

証券取引等副監視官 山口 己喜雄

目次

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等
2. 証券検査の目的
3. 平成26年度 検査基本方針
4. 検査実施状況

II 最近の主な指摘事項等

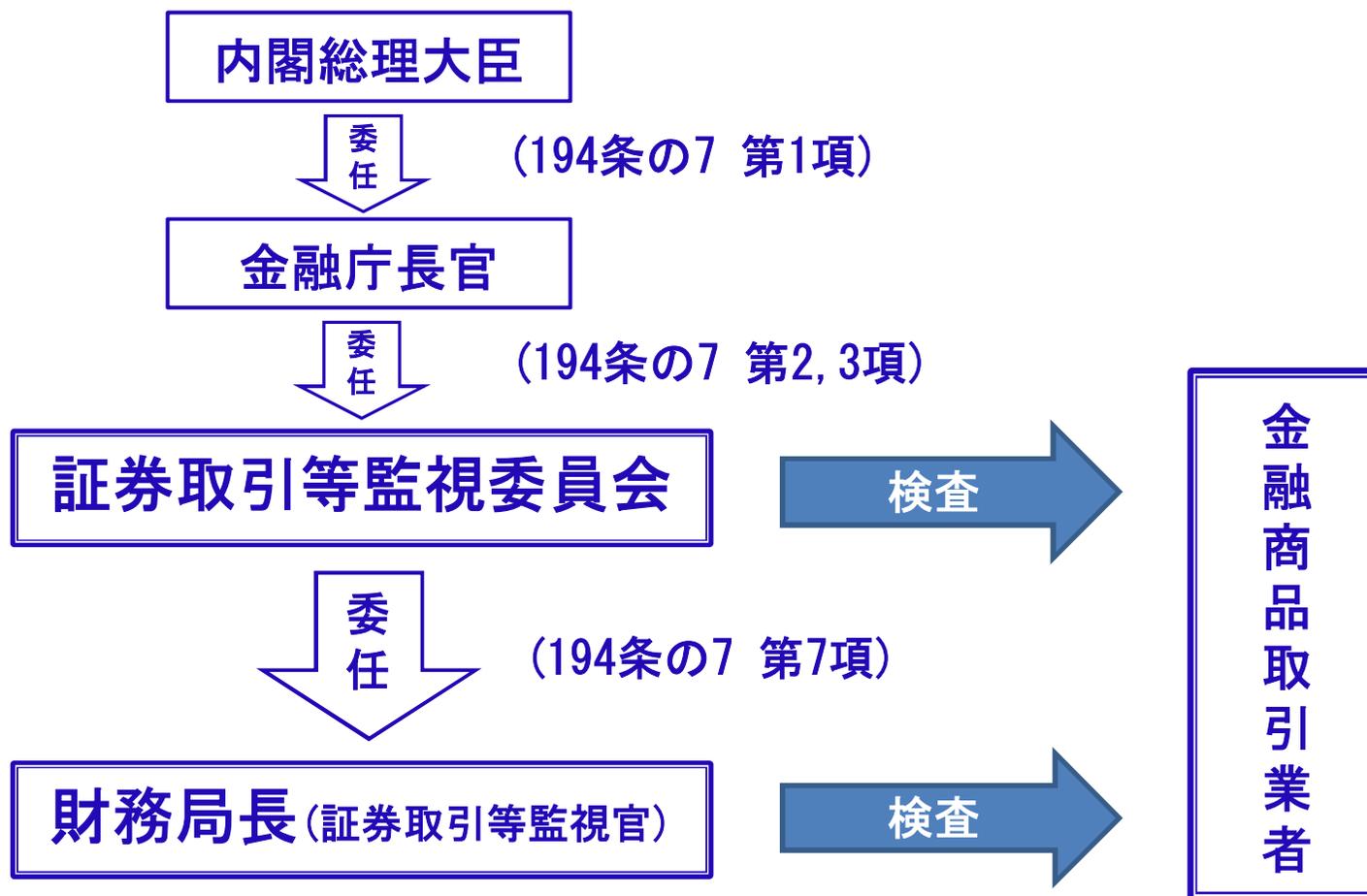
1. 行政処分勧告
2. 最近の主な指摘事項
 - (1) 法令違反行為
 - (2) 投資者保護上問題のある業務運営状況

III 最後に

I 検査の実施状況等

1. 検査権限等

➤ 金融商品取引業者に対する検査権限 (56条の2)



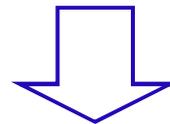
1. 検査権限等

➤ 財務局における検査

財務局の検査は、証券取引等監視委員会作成の

- ✓ 金融商品取引業者等検査マニュアル
- ✓ 証券検査基本方針及び証券検査基本計画
- ✓ 証券検査に関する基本指針 等

を遵守して各財務局所管の金融商品取引業者等に対して検査を実施



財務局と証券取引等監視委員会の検査水準を統一

1. 検査権限等

金融商品取引業者の所管別件数

平成26年11月30日現在

所管	第一種 金商業者	投資 運用業者	第二種 金商業者	投資助言 ・代理業者
金融庁	61	181	208	163
北海道	1	0	18	6
東北	2	0	20	5
関東	144	136	728	701
東海	16	2	61	25
北陸	9	0	1	2
近畿	24	7	148	58
中国	6	0	18	5
四国	7	0	4	1
福岡	3	2	44	17
九州	1	0	3	4
沖縄	2	0	1	1
計	276	328	1,254	988

2. 証券検査の目的

➤ 証券検査の使命 ～証券検査に関する基本指針～

証券取引等監視委員会の検査は、公益又は投資者保護を図ることを目的として、法令に基づき、**検査対象先の業務又は財産の状況等を検証することにより、経営管理及び業務運営の状況等を的確に把握し、検査対象先に問題点を通知するとともに、必要に応じて、内閣総理大臣（金融庁長官）に対して、適切な措置若しくは施策を求め、又は監督部局（検査対象先に対する監督権限を有する部局をいう。以下同じ。）に対して、必要な情報を提供する等の措置を講ずることを使命とする。**

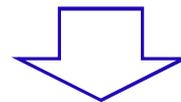
2. 証券検査の目的

- 証券検査の目的 ～証券検査に関する基本指針～
 - ✓ 金融商品取引業者等に対して、市場の公正性・透明性の確保及び投資者の保護を図るための**内部管理態勢の構築を促すことを目的とするものである**
 - ✓ 金融商品取引業者等の財務の健全性を含めた**リスク管理態勢の適切性の確保を目的とするものである**
 - ✓ 金融商品取引業者等に対して、**ゲートキーパーとしての役割の自覚を促すことを目的とするものである**

3. 平成26年度 証券検査基本方針

基本的考え方

証券検査の役割	証券検査を巡る環境	検査を巡る現下の課題
<ul style="list-style-type: none"> ○金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告 ○金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ 	<ul style="list-style-type: none"> ○検査対象業者の拡大・増加 (全体で延べ約 8,000社規模) ○金融商品・取引の多様化・複雑化 	<ul style="list-style-type: none"> ○A I J問題、増資インサイダー問題、M R I問題などの重大事案の発生 <p style="text-align: center;">↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



＜検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み＞

- ・業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、**情報の収集・分析能力を強化**
- ・業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、**リスク・ベースで検査対象先を選定**

3. 平成26年度 証券検査基本方針

➤ ファンド業者の法令等遵守状況の検証

- ✓ 集団投資スキーム(ファンド)持分の運用・販売を行う業者(略)については、これまでの検査において、出資金の分別管理が不適切な状況(出資金の流用・使途不明等)、虚偽の説明・告知、誤解させるような表示、無登録業者に対する名義貸し…略…等、多数の法令違反事例等が認められている。こうした状況に鑑み、**業務運営の適切性や分別管理の状況を含む法令等遵守状況について検証する**

3. 平成26年度 証券検査基本方針

➤ ファンド業者の法令等遵守状況の検証

- ✓ 特に、海外ファンドについては、商品の内容や特性を直接確認することや、国内の法令が直接適用されない場合等には投資者の権利・利益を保護することが困難であることを踏まえ、その販売等を行う業者において、ファンド及びその設定者・運用者等に対して、商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングが行われているか、適合性の原則を始めとした投資者保護の観点から顧客勧誘等に問題がないかといった点の検証に注力する

4. 検査実施状況

➤ 平成26年度 証券検査基本計画

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。） 第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

4. 検査実施状況

➤ 検査実施件数（主な検査対象先。登録事項検査含む）

業務の種別	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (12月末)	検査対象先数 (26年3月末) (※)
第一種金商業者	91	85	57	69	53	278
投資運用業者	15	9	36	16	6	314
第二種金商業者	6	14	20	108	60	1,272
投資助言・代理業者	36	40	40	29	34	1,008

※ 複数の業務の種別の登録を受けている場合、検査実施件数は主たる業務に分類しているが、検査対象先は全ての業務の種別に計上している。

4. 検査実施状況

➤ 登録事項検査

投資者保護上のリスクを低減させるための取組みとして、平成25年度より実施

✓ 検査の目的

登録申請書等に記載されたたとりの業務運営体制が構築されているかを把握すること

✓ 実施時期

金融商品取引業の登録後できるだけ早期に実施

✓ 対象業者

第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者

4. 検査実施状況

- 平成26年度は、12月末時点で**183**社の金融商品取引業者等の検査を実施
- 検査の結果、重大な法令違反等が認められた**15**社について、行政処分等を求める勧告を実施(※)

⇒ **うち、5社が第二種金融商品取引業者**

※ 証券取引等監視委員会は、検査の結果、重大な法令違反等が認められた場合、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して行政処分等を求める勧告を行ない、ホームページでの公表を行っている

Ⅱ 最近の主な指摘事項等

1. 行政処分勧告

平成26年度（4月～12月）行政処分勧告状況

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
1	インテレス・ キャピタル・ マネージメン ト	関東	H26. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・ ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 ⇒ 私募の取扱いを行うファンドにおいて、顧客の出資金の一部流用や虚偽の運用報告書の提出、運用利益の分配基準未達での配当といった投資者保護上の重大な問題のある行為が行われている状況を認識しながら、当該ファンドの私募の取扱いを継続していた ・ 無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況 	H26. 4. 22 登録取消し 業務改善命令
2	おひさまエネ ルギーファン ド	委員会	H26. 5. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・ 分別管理が確保されていないにも関わらずファンドの取得勧誘を行っている状況 ・ 当局への虚偽報告 	H26. 5. 23 業務改善命令

1. 行政処分勧告

平成26年度（4月～12月）行政処分勧告状況

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
3	ジースリー	委員会	H26. 7. 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 ⇒ 多数の無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為に加担している状況、出資金の投資目的以外の用途への使用を認識しながら無登録代理店を利用するなどしてファンドの取得勧誘を継続している状況、合理的な根拠のない配当利回り等を記載した勧誘パンフレットを利用したファンドの取得勧誘を行っている状況が認められた ・ 無登録業者に名義貸しを行っている状況 ・ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況 	H26. 7. 3 登録取消し 業務改善命令

1. 行政処分勧告

平成26年度（4月～12月）行政処分勧告状況

	業者名	担当	勧告日	勧告の原因となった法令違反行為等	処分内容
4	リアルキャピタルマネジメント	関東	H26. 10. 17	<ul style="list-style-type: none"> 不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等 ⇒適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為、自己の名義をもって他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況、法定書面の未交付等、金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況が認められた 	H26. 10. 24 登録取消し 業務改善命令
5	NEXT TRUST	関東	H26. 12. 9	<ul style="list-style-type: none"> 無登録者に名義貸しを行っている状況 	H26. 12. 16 業務停止3月 業務改善命令

1. 行政処分勧告

➤ 最近の行政処分勧告の内容

- ✓ 虚偽告知
- ✓ 出資金の費消・流用
- ✓ 分別管理が確保されていないファンドの私募の取扱い
- ✓ 無登録者への名義貸し
- ✓ 無登録営業（社債の私募の取扱い）
- ✓ 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況
- ✓ 当局への虚偽報告
- ✓ 検査忌避

2. 最近の主な指摘事項

(1) 法令違反行為

- ✓ 登録事項に係る変更届の未提出 (31条 関係)
- ✓ 広告の記載不備 (37条 関係)
- ✓ 契約締結前(時)書面の記載不備
(37条の3 37条の4 関係)
- ✓ 虚偽表示・誤解表示 (38条 関係)
- ✓ 分別管理が確保されていないファンドの取得勧誘
(40条の3 関係)
- ✓ 契約締結前(時)書面の未保存 (47条 関係)
- ✓ 事業報告書の記載不備 (47条の2 関係)
- ✓ 取引時確認の不備 (犯罪収益移転防止法 4条 関係)

2. 最近の主な指摘事項

(2) 投資者保護上問題のある業務運営状況

- ファンドのモニタリング等が不十分な状況
- 出資金の管理が不適切な状況
- 内部管理態勢が機能していない状況

2. 最近の主な指摘事項

(2) 投資者保護上問題のある業務運営状況

- ファンドのモニタリング等が不十分な状況
 - ✓ 運用状況等を確認していないファンドの取得勧誘
 - ✓ 不適切な運用状況等にあるファンドの取得勧誘
- ex. 不適切な運用状況等
 - ・ 運用の未実施、目的外の運用
 - ・ 不適切な運用報告・配当金処理
 - ・ 出資金の費消・流用
 - ・ 分別管理の未実施
 - ・ ファンド営業者の財務状況が著しく悪化している状況
 - ・ 出資金が違法行為の原資になっている状況 等

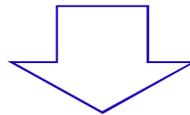
2. 最近の主な指摘事項

(2) 投資者保護上問題のある業務運営状況

- 出資金の管理が不適切な状況
 - ✓ 入出金が把握できない状況
 - ✓ 出資金の出資目的外の使用
 - ✓ 特定有価証券等管理行為外の金銭の受託
- 内部管理態勢が機能していない状況
 - ✓ 業務検証態勢の不備
 - ✓ 法令順守意識・法令理解の不足
 - ✓ 前回検査指摘事項の改善不備

Ⅲ 最後に

- 検査の役割は、金融商品取引業者等が、市場における仲介者としての役割を適切に果たすよう促すことにより、投資者が安心して投資を行える環境を保つこと
- 投資者の保護という側面だけではなく、金融商品取引業者等の信用力の向上、ひいては業界全体の健全な発展を期待
- 一方、約8千社の検査対象会社を全て検査するには相当の時間を要する



したがって

金融商品取引業者等の皆様には、市場仲介者としての役割を適切に発揮していただくため、日頃から、自社の業務や内部管理態勢全般について継続的な点検を実施していただきたい

【参考】

証券取引等監視委員会HP

「金融商品取引業者等に対する証券検査における主な指摘事項」

「最近の証券検査における指摘事項に係る留意点」

「金融商品取引業者等に対する検査結果に基づく勧告について」等

ご清聴ありがとうございました

金融商品取引に関する情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

tel:0570-00-3581 (証券取引等監視委員会)

